

## (参考) 雇用表について

### (1) 雇用表とは

雇用表は、産業連関表の対象年（本表では平成 23 年）の 1 年間における生産活動に投入された労働量を、年平均の従業者数として従業上の地位別（個人事業主、家族従業者、有給役員、正社員・正職員、正社員・正職員以外、及び臨時雇用者）に区分し、列部門ごとに表示したものである。

### (2) 雇用表の見方

①雇用表の表側は産業連関表の部門分類（14部門、35部門）に一致しており、表頭は従業者の従業上の地位別内訳等となっている。

(従業上の地位についての説明)

項目		定義・範囲
就業者総数	A	B～Dの合計
個人業主	B	個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している者。
家族従業者	C	個人業主の家族で、賃金や給料を受けずに仕事に従事している者。（賃金や給料を受けているものは雇用者に分類される）。
有給役員+雇用者	D	E + F
有給役員	E	常勤及び非常勤の法人団体の役員であって有給の者。役員や理事であっても、職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則に基づいて給与を受けている者は雇用者に分類される。
雇用者	F	G + J
常用雇用者	G	H + I / 1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者及び1ヶ月以内の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者で全2ヶ月において各月それぞれ18日以上雇用された者。この条件を満たす限り、見習い、パートタイマー、臨時・日雇など名称がどのような者であっても常用雇用者に分類される。退職者も含まれる。
正社員・正職員	H	常用雇用者のうち、一般的に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている者。
正社員・正職員以外	I	常用雇用者のうち、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」など正社員・正職員以外の者。
臨時雇用者	J	1ヶ月以内の期間を定めて雇用されている者及び日々雇い入れられている者で常用雇用者以外の者。

(その他の項目の説明)

項目		定義・範囲
県内生産額	K	本表の定義と同じ
雇用者所得	L	本表の定義と同じ
就業者1人あたり生産額	M	部門別生産額÷部門別就業者数 $H = K \div A$
雇用者1人あたり雇用者所得額	N	部門別雇用者所得額÷部門別雇用者数 $N = L \div D$ ※(3) - ②参照
就業係数	O	部門別就業者数÷部門別生産額 $O = A \div K$
雇用係数	P	部門別雇用者数÷部門別生産額 $P = D \div K$

### (3) 利用に際しての注意点

①雇用表の表側の部門分類は産業連関表の概念・定義(アクティビティーベース:生産活動単位)に基づく分類であり、事業所単位、個人単位のものではない(同一の事業所内において、複数の部門に従事している者がいる場合、事業所単位、個人単位の統計では1人とみなすが、雇用表においてはそれぞれの部門に1人ずつ計上するなど、就業者の計上方法に違いがある)。

このため、本表における部門別従業者数と国勢調査等他の統計調査の従業者数とを比較する場合は注意が必要である。

②産業連関表上、有給役員、常用雇用者および臨時・日雇の所得は、産業連関表の雇用者所得に含まれ、個人従業者および家族従業者の所得は「営業余剰」に含まれる。